

農地法第3条許可申請について

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会事務局（富士市役所 5階）へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事（年間150日以上）すること（農作業常時従事要件）
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 他にも許可及び判断基準があります。事前に農業委員会まで相談に来てください。

○ 下限面積について

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

富士市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

平成21年12月15日に改正された農地法により、農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、平成21年12月14日の農業委員会（農地部会）を経て下限面積を決定しています。

区 域	面積
富士市（旧富士市）	40a
富士市（旧富士川町）	30a

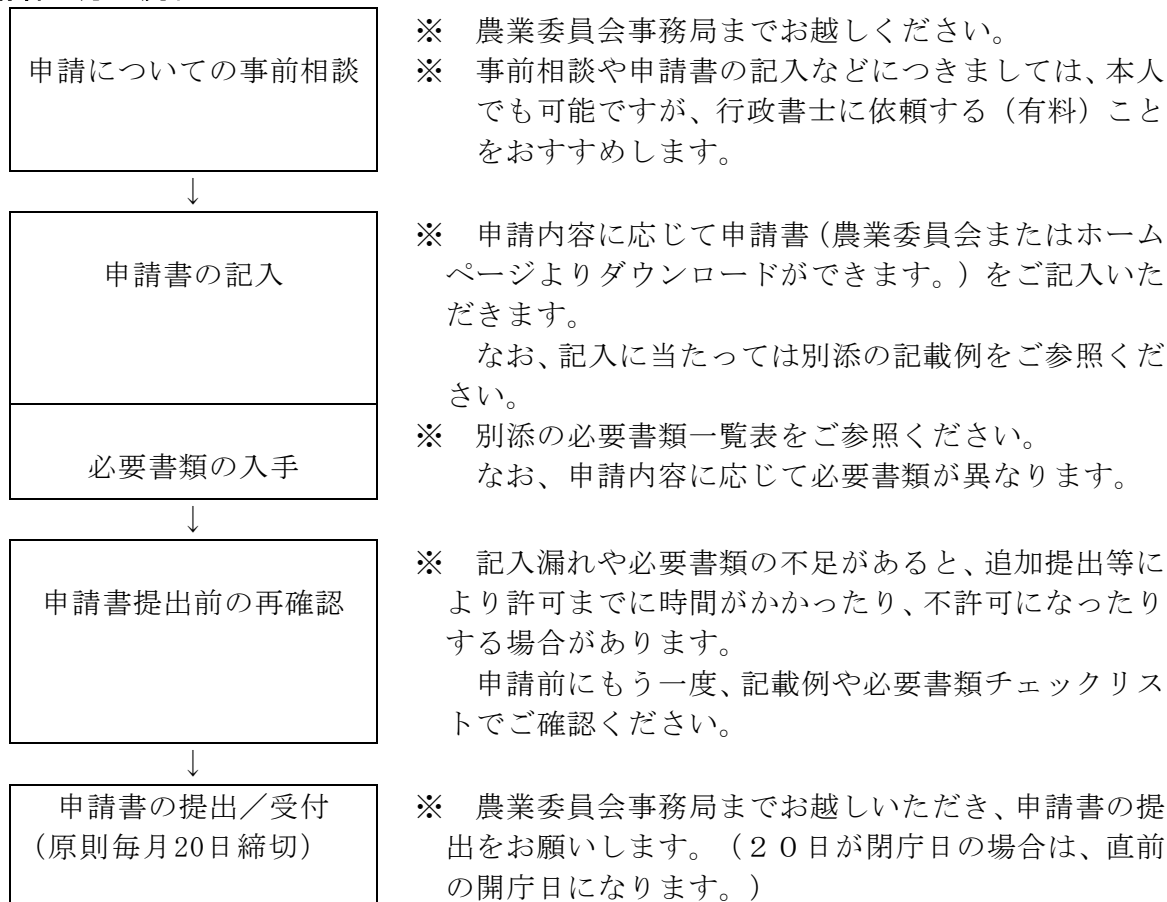
◎下限面積の見直しについて

富士市農業委員会では、平成23年8月12日の農業委員会（農地部会）で下限面積の見直しを行いました。2010年農業センサスで、管内の農家で、40a未満及び30a未満の農地を耕作している農家が各地域の農家戸数の約4割であり、前回の2005年農業センサスと大きな変化がないため、下限面積は変更しない方針で決定しました。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

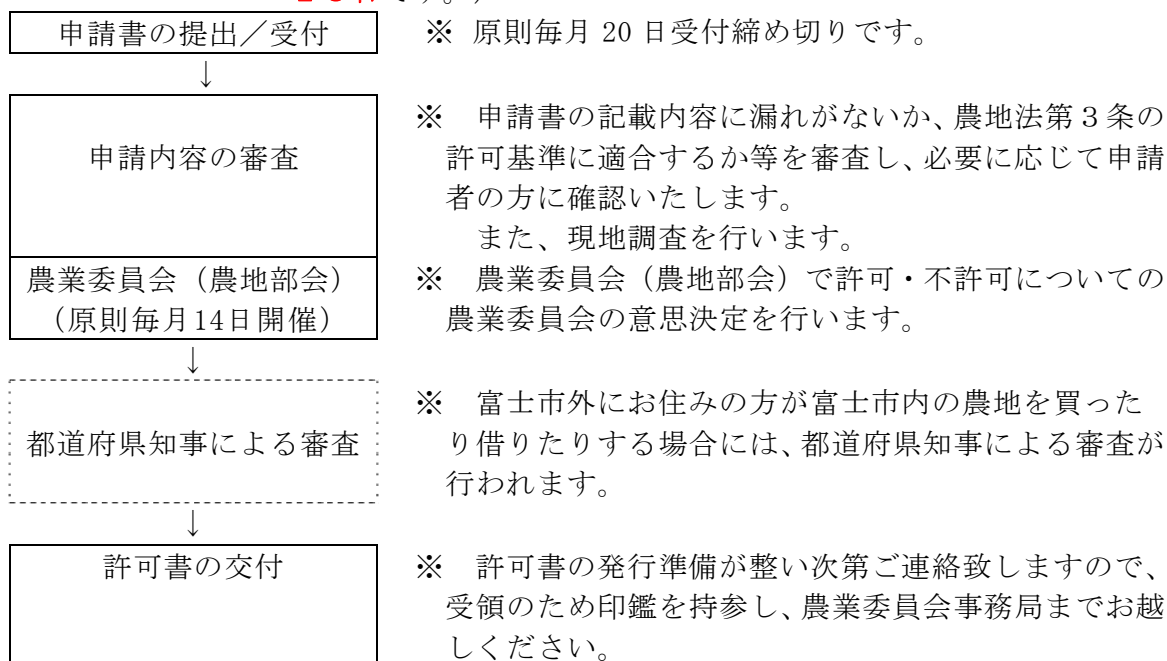
- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 富士市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を**28日**と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



- ※ 農業委員会事務局までお越しください。
- ※ 事前相談や申請書の記入などにつきましては、本人でも可能ですが、行政書士に依頼する（有料）ことをおすすめします。
- ※ 申請内容に応じて申請書（農業委員会またはホームページよりダウンロードができます。）をご記入いただきます。
なお、記入に当たっては別添の記載例をご参照ください。
- ※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
- ※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請前にもう一度、記載例や必要書類チェックリストでご確認ください。
- ※ 農業委員会事務局までお越しいただき、申請書の提出をお願いします。（20日が閉庁日の場合は、直前の開庁日になります。）

農業委員会等の流れ （申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は**28日**です。）



- ※ 原則毎月20日受付締め切りです。
- ※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。
また、現地調査を行います。
- ※ 農業委員会（農地部会）で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。
- ※ 富士市外にお住まいの方が富士市内の農地を買ったり借りたりする場合には、都道府県知事による審査が行われます。
- ※ 許可書の発行準備が整い次第ご連絡致しますので、受領のため印鑑を持参し、農業委員会事務局までお越しください。